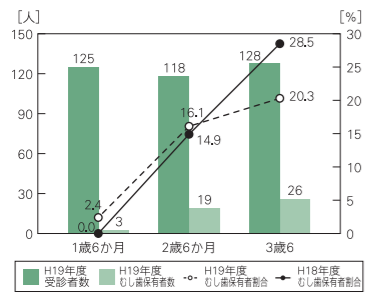


歯の衛生週間

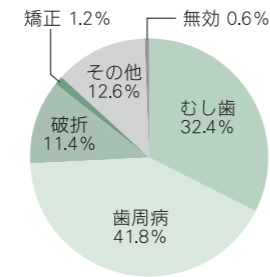
6月4日～10日は歯の衛生週間です。いつまでも健康な歯を保つために、この機会に自分の歯をチェックしてみませんか？

健康福祉課健康係 ☎028 (677) 6042



平成19年度乳幼児健診結果では、むし歯のあるお子さんの割合が前年より減少しました。しかし、お子さんの成長とともに、むし歯保有割合は増加しています。

乳幼児健診結果から



▲歯を失う主要原因の割合

大切にしてほしい自分の歯。いつまでも大切に使用していきたい私たちの「歯」。しかし、残念ながらなくなってしまうこともあります。その原因の大半を、むし歯と歯周病が占めています。



後期高齢者医療制度 保険料の納め方

●対象

- 年金が年額18万円以上の人
ただし、次の人は除きます。
- ①介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が、年金額の2分の1を超える人
- ②複数の年金を受給している人で、特別徴収される優先順位の年金が①に該当する人
※徴収される年金の優先順位は決まっており、それ以外の年金からは徴収されません。

●納め方

年6回の年金の定期支払いの際に、年金の受給額から保険料があらかじめ徴収（年金から天引き）されます。

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
前年の所得が確定するまでは、仮に計算された保険料を徴収します。			前年の所得が確定した後に計算された年間の保険料から、仮徴収分を差し引いた金額を、残りの3期に分けて徴収します。		

特別徴収（年金から天引き）

●対象

- ①年金が年額18万円未満の人
- ②介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が年金額の2分の1を超える人
- ③複数の年金を受給している人で、優先順位の年金が②に該当する人

●納め方

普通徴収で納める人には、7月上旬に納付書をお送りしますので、納付書に記載された金融機関で期限内に納めてください。（口座振替もできます）

※普通徴収の納め方が変更になる場合

普通徴収で納めている人で、町と年金保険者との間で特別徴収の手続きが完了した場合は、年度途中で特別徴収へ変更になります。対象者には、あらためて通知します。

◆後期高齢者医療制度に関する申請や届出、お問合せは役場住民課へ

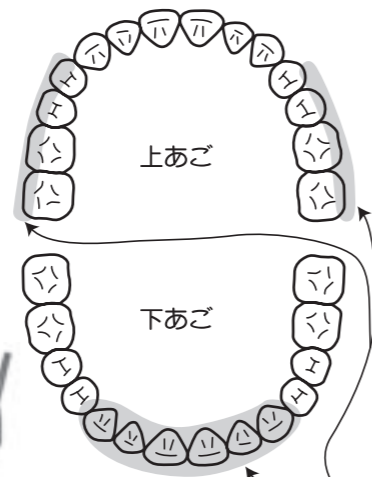
後期高齢者医療制度は、栃木県後期高齢者医療広域連合が運営しますが、窓口業務は町が行います。申請や届出、お問合せは、役場住民課国保年金係までお願いします。

健康福祉課健康係 ☎028 (677) 6038

保険料の納め方は、年金額によって異なります。年額18万円以上の年金を受け取っている人は、原則として年金から保険料が徴収されます（特別徴収）。年金から徴収されない人は、納付書や口座振替で個別に納めます（普通徴収）。

今日から実践！歯みがきのコツ

- 歯ブラシの毛先を歯と歯の間に押し込むような感じで、細かく動かして磨く。
- 歯周病の人は無理な力がかからないように、やわらかめの歯ブラシがおすすめです。
- 磨きにくいところは、歯ブラシを縦にして磨く。
- 歯間ブラシやデンタルフロスを活用しましょう。
- 歯ブラシを後ろから見て、毛先が外にはみ出していたら、歯ブラシ交換のサインです。



歯石がたまりやすいので定期的な歯科検診、歯石除去をおすすめします!!

こんなところは歯垢がたまりやすい

- ①歯と歯の間
- ②歯と歯ぐきの境目
- ③奥歯のかみ合わせ



無料フッ素塗布&歯の相談
○日時
6月7日(土) 13時30分～15時30分
6月8日(日) 10時～11時30分
○場所
福田屋百貨店真岡店3階催事場
※会場には、6月4日～9日の間、郡内の小中学生のよい歯のポスター、作文、標語が展示されます。
■芳賀歯科医師会
（小林歯科医院）
☎028(677)6901

